

(添付資料)

【再掲】事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、 人材育成	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 (移住・定住)	移住・定住促進事業(補助金) 【事業概要】 ■移住者に対し、住宅取得費用等の一部 を補助します。 【必要性】 ■人口減少対策として移住・定住の促進 を図る必要があります。 【効果】 ■人口の流入増加及び定住人口の増加 につながります。	市	事業の実施に より、人口の 流入増加及び 定住人口の増 加につながり、地域の活 性化が図られ ることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のです。
	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 (人材育成)	郷土学習充実事業 【事業概要】 ■市内の児童が十和田湖や奥入瀬溪流 等の郷土の自然や歴史を学ぶための バス借上料と遊覧船の乗船料を助成し ます。 【必要性】 ■子どもたちが郷土の魅力を認識し、愛 着と誇りを持てるよう、郷土の自然や 歴史を学ぶための環境を整える必要が あります。 【効果】 ■郷土に対する愛着と誇りを持てる人材 の育成につながります。	市	事業の実施に より、郷土に 対する愛着と 誇りを持ち、 地域の将来を 考える人材の 育成につなが ることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のです。
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発展 特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交付金事業 【事業概要】 ■農地の保全管理及び農村集落などの 環境整備に取り組む活動組織等に対 し、交付金を交付します。 【必要性】 ■農地の持つ多面的機能の確保を図る ため、地域が共同して取り組む農地の 保全管理及び農村集落などの環境整 備などの活動を支援する必要があります。 【効果】 ■農地の持つ多面的機能の確保及び優 良な農地が維持されるとともに、住民 間の連携が深まることで、地域コミュニ ティの維持強化につながります。	市	事業の実施に より、農地の 持つ多面的機 能の確保及び 優良な農地の 維持・確保に つながり、農 業の振興が図 られることか ら、将来に及 び地域の持続 的発展に資す るものです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業 (第1次産業)	<p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■水路や農道の保安全管理などに取り組む農業者等に対し、交付金を交付します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■傾斜地などの農業生産条件が不利な中山間地域等において、地域が共同して取り組む水路や農道等の保安全管理及び耕作放棄の防止等の農業生産活動を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保及び優良な農地が維持されるとともに、住民間の連携が深まることで、地域コミュニティの維持強化につながります。</p>	市	<p>事業の実施により、農地の持つ多面的機能の確保及び耕作放棄地の発生防止等の農業生産活動の継続につながり、農業の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。</p>
		<p>内水面漁業振興対策事業(補助金)</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖増殖漁業協同組合が実施する水産資源管理に要する費用を補助します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するひめますの心化・放流事業を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖ひめますが保全されるとともに、漁獲量の確保及び遊漁者の誘客につながります。</p>	十和田湖増殖漁業協同組合	<p>事業の実施により、十和田湖の魚類の生息数が確保され、漁獲量の確保及び遊漁者の誘客につながるとともに、水産業の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。</p>
		<p>十和田湖ひめますブランド力向上事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖ひめますの認知度向上に取り組む十和田湖ひめますブランド推進協議会に対して負担金を拠出します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■地域経済の振興のため、十和田湖ひめますの認知度向上とブランド化を推進する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖ひめますの販売拡大が促進されます。</p>	十和田湖ひめますブランド推進協議会	<p>事業の実施により、十和田湖ひめますのブランド力向上、販売額の増加につながり、地域経済の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。</p>

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業 (観光)	十和田湖地域づくり事業 【事業概要】 ■十和田湖休屋地区が持続可能な滞在型・ 高付加価値な観光地となることを目指し、 遊休不動産の活用など地域課題の解決に 向け支援します。 【必要性】 ■遊休不動産など地域課題を解決する組織 体制の構築に向けて支援する必要があります。 【効果】 ■地域人口が増加し新たな事業が創出され るなど、休屋地区の魅力向上が図られ、観 光客数の増加が見込まれます。	市	事業の実施に より、遊休不 動産など地域 課題を解決す る組織体制が 構築されるこ とで、地域人 口が増加し新 たな事業が創 出されるなど、 休屋地区の 魅力向上が 図られ、観光 客数の増加が 見込まれるこ とから、将来 に及び地域の 持続的発展に 資するもので す。
5 生活環境 の整備	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業 (危険施設撤 去)	教育・普通財産の撤去事業 【事業概要】 ■老朽化した空き建築物等を解体撤去しま す。 ふれあい住宅、旧法奥小教職員住宅、十 和田湖小中教職員住宅、沢田小プール ほか 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保す るため、降雪や地震時の倒壊の危険性や 衛生上及び景観上の観点から問題のある 施設を解体撤去する必要があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保す るとともに、公園敷地と学校用地の有効 活用につながります。	市	事業の実施に より、地域住 民の安全・安 心な暮らしの 確保が図られ るとともに、 公園敷地と学 校用地の有効 活用につなが ることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のです。
		空家等解体撤去費補助金交付事業 【事業概要】 ■老朽化による倒壊等、保安上の危険を引 き起こす恐れのある空家等の解体撤去等 に対して補助します。 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保す るため、降雪や地震時の倒壊の危険性や 衛生上及び景観上の観点から解体撤去等 を促進する必要があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保しま す。	市民	事業の実施に より、地域住 民の安全・安 心な暮らしの 確保が図られ ることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(8) 過疎地域 持続的発展特 別事業 (児童福祉)	十和田湖地区託児・学童保育支援事業 (補助金) 【事業概要】 ■十和田湖地区において託児及び学童保育 事業を実施する団体に対し、事業に要す る費用の一部を補助します。 【必要性】 ■保育所や放課後児童クラブが設置されて いないため、託児や学童保育を必要とす る子ども及びその保護者を支援する必要 があります。 【効果】 ■十和田湖地区の子育て世帯が安心して子 育てできる環境の確保につながります。	休屋 町内会	事業の実施に より、十和田 湖地区の子育 て世帯が安心 して子育てで できる環境が確 保され、定住 人口の増加が 見込まれるこ とから、将来 に及び地域の 持続的発展に 資するもので す。
7 医療の確 保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業 (その他)	十和田湖診療所維持運営事業 【事業概要】 ■十和田湖診療所における医師の特殊勤務 手当や非常勤医師等の通勤に要する費用 を支出します。 【必要性】 ■地域住民が安心して必要な時に必要な医 療サービスが受けられるよう、医療体制の 強化を図る必要があります。 【効果】 ■常勤医師等の配置により、医療提供体制 の充実が図られ、地域住民の医療機会の 確保につながります。	市	事業の実施に より、地域住 民が安心して 必要な時に 必要な医療サ ービスが受け られる医療提 供体制の充実 が図られ、健 康増進につな がることか ら、将来に及 び地域の持続 的発展に資す るものです。
8 教育の振 興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 (義務教育)	遠距離通学支援事業(補助金) 【事業概要】 ■定期路線バスの定期券購入に対する補助 やスクールバスの運行など遠距離通学者 の通学手段を確保します。 【必要性】 ■遠距離通学となる児童・生徒が安心して 学べる良好な環境を確保するため、通学 に要する経費を支援するとともに、通学 手段を確保する必要があります。 【効果】 ■登下校時の児童・生徒の安全確保や送迎 に係る保護者の負担軽減が図られ、安心 して学べる良好な環境の確保につながり ます。	市	事業の実施に より、登下校 時の児童・生 徒の安全確保 や送迎に係る 保護者の負担 軽減が図られ 、安心して学 べる良好な環 境の確保につ ながることか ら、将来に 及び地域の持 続的発展に資 するもので す。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 (集落整備)	<p>広域コミュニティ活動推進事業(補助金)</p> <p>【事業概要】</p> <p>■広域コミュニティ組織が主体的に行う地域課題解決のための取組に要する費用を補助します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■持続可能な地域づくりのため、地域主体の活動を推進する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■広域コミュニティ組織の基盤強化、活動の活性化が図られ、集落の維持につながります。</p>	市	<p>事業の実施により、広域コミュニティ組織の基盤強化、活動の活性化が図られ、集落の維持につながることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。</p>

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。